

令和2年9月3日

一般社団法人群馬県建設業協会  
会 員 各 位

一般社団法人群馬県建設業協会  
会 長 青 柳 剛

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく  
要請について

群馬県において、令和2年8月27日に開催された、群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、群馬県のガイドラインの改訂が決定し、警戒度2を継続することも決定しました。

つきましては、添付の改訂版ガイドライン等をご確認いただき、感染防止対策に取り組んでいただきたくお願い申し上げます。

一般社団法人群馬県建設業協会  
TEL 027-252-1666  
FAX 027-252-1993

建企第174-13号

令和2年9月1日

(一社)群馬県建設業協会 御中

群馬県知事 山本 一太  
(県土整備部建設企画課)



群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく  
要請について（依頼）

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、令和2年8月27日に開催しました、第19回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン」の改訂を決定し、これに伴い、「群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請（8月29日（土）以降）」を決定しました。

また、警戒度の判断を行い、現状どおり警戒度2を継続することを決定しました。

つきましては、県民及び事業者の皆様に対し、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく警戒度2における要請を行いますので、貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いいたします。

担 当：建設企画課 建設業係 小淵 技術調査係 石坂・土屋
T E L：027-897-2844 027-226-3531
F A X：027-224-1426